



オアシス研修 「高齢者虐待の現状と対応」

深刻な家庭内的高齢者虐待

厚生労働省が初めて行なった高齢者虐待の全国調査（訪問介護事業所など約1万7000か所を対象に、2003年10月までの1年間の家庭内の虐待に関する調査）の結果が2004年春に発表され、その中では、家庭内で虐待されている10人に1人が「生命にかかわる危険な状態」で、ケアマネジャーの9割近くは対応が難しいと回答していることがわかった。

オアシス相談でも、明らかに高齢者虐待に関する相談と思われるものが、現在までに6件に上った。このような事態に、高齢者・障害者の権利に関する特別委員会でも、2003年10月より「高齢者虐待に関する特別部会」を設け、調査研究を進めてきたところであり、その結果を、オアシス研修の中で報告したところである（2005年1月20日午後6時より「高齢者虐待の現状と対応」）。

事例からうかがえる対応の困難さ

オアシス研修の中で、まず、大竹夏夫会員からは、高齢者虐待についての概要が説明され、高齢者虐待という虐待には、身体的虐待だけでなく、心理的虐待、性的虐待のほか、介護放棄（ネグレクト）や経済的虐待まで含まれることが説明された。そして、高齢者虐待について、虐待者に自覚がない場合が多く、被虐待者が弱い立場にあるため、救済を求めにくいといった特徴も報告され、対応の困難さがうかがわれた。

次に、早くから高齢者虐待問題に取り組んできた豊島区西部保健福祉センターの小林サチエ氏より、現場の取り組みを報告していただいた。具体的な事例では、複数の虐待類型が複雑に絡み合っていることも多く、家族の中でキーパーソンを探し、地道に働きかけている活動が紹介された。夫が認知症（痴呆）の妻への訪問サービスを拒否し、妻を家に置き去りにしたところ、妻が食事を詰まらせて昏睡状態となっているところを発見されたという事例も報告され、身体的虐待以外に

も命の危険を生じさせることがよくわかった。具体的な対応にあたっては、医療機関等関係諸機関との連携により解決に導いた事例も報告され、年金を息子に搾取されていたという経済的虐待のケースでは、社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業と連携し、弁護士の介入により解決をみた事例も報告された。

最後に、伊東毅会員より、高齢者虐待防止法が制定されていない現段階における対応策（行政上、司法上の対応）について説明がなされた。扶養義務者変更の申立等民事上の対応策、刑事上の対応策があげられたほか、認知症（痴呆）高齢者の場合には成年後見の利用や、夫婦間の暴力である場合にはDV防止法による保護命令の活用等も紹介された。もっとも、具体例を検討してみると、実際には適用が難しい面があることもあわせて紹介され、対応の困難さがよくわかることとなった。

弁護士含む関係諸機関の連携が必要

現在、高齢者虐待防止法の制定が叫ばれているが、今回の研修で検討したように具体的事例に即して考えると、法律の制定だけでは解決しない問題は多いように思われる。

特に、家庭内の虐待の場合には事実を把握することが難しく、また、虐待を受けながらも自宅にいたいと願う高齢者本人の意思や自己決定をどのように考えるべきか非常に難しい問題である。また、継続的に介護が必要な高齢者においては、一度保護するだけでは足りず、その後どのように支え、介護をしていくのかもあわせて考えなければならず、諸機関との連携は是非とも必要などである。弁護士もその連携の輪の中に積極的に入っていき、高齢者虐待問題を少しでも解決に導ければと願うところである。

（高齢者・障害者の権利に関する特別委員会
副委員長 香川 美里）